

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

## 6 (11) 人権問題に関する啓発活動の強化

インターネットや携帯電話などを通じて、様々な個人情報が入手され、またその情報発信が出来ることから、各ハラスメント・人権侵害・障がい者差別・性差別などが深刻化している。そこで、人権問題に関する啓発活動の強化と、法制定に向けた取り組みとして「人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度」を早期に国へ要請すること。

(回答)

大阪府では、「豊かな人権文化を育む 21 世紀のまちづくり」を基本理念に、平成 17 年 3 月に策定した「大阪府人権教育推進計画」に基づき、様々な人権課題の解消を目指して、人権教育・啓発に係る施策を推進しているところです。

近年、障がい者や女性等の人権問題だけでなく、HIV 感染者やハンセン病回復者等の人権問題、犯罪被害者やその家族に対する人権問題など、新たな対応が求められる人権課題の広がりに加えて、インターネット上での差別事象による回復困難な人権問題の発生など、社会的なマイノリティに対する人権侵害が深刻化しており、こうした状況を改善するためにも、人権問題に関する啓発活動の重要性が一層増しているものと認識しております。

今後は、人権教育推進計画の施策推進の 3 つの柱、「人権が重視される社会基盤の構築」、「人権教育の推進」、「計画の推進体制の整備」に沿って、市町村や既存の民間啓発団体等との連携を深めつつ、教育・啓発教材の作成や専門的な人材の養成など、効果的な施策の推進に努めたいと考えています。

また、府内における総合的な人権擁護施策推進のためには、府内の体制の整備と、国における人権救済制度・機関に関する実効的な法整備が必要と考えています。

このため、人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立されるよう真に独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済のための法的措置の早期実現を国に要望してきたところであり、今後ともあらゆる機会を通じて国に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権室